第２期

渋川市子ども・子育て支援事業計画

【令和２年度～令和６年度】

－　概要版　－

令和２年３月
渋川市

計画の策定にあたって

計画の背景・趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市においても、平成 27 年４月から平成 31 年４月にかけて０～11 歳の児童人口が 828 人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

本市では、平成 27 年３月に策定した「第１期渋川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに「第２期渋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。また、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

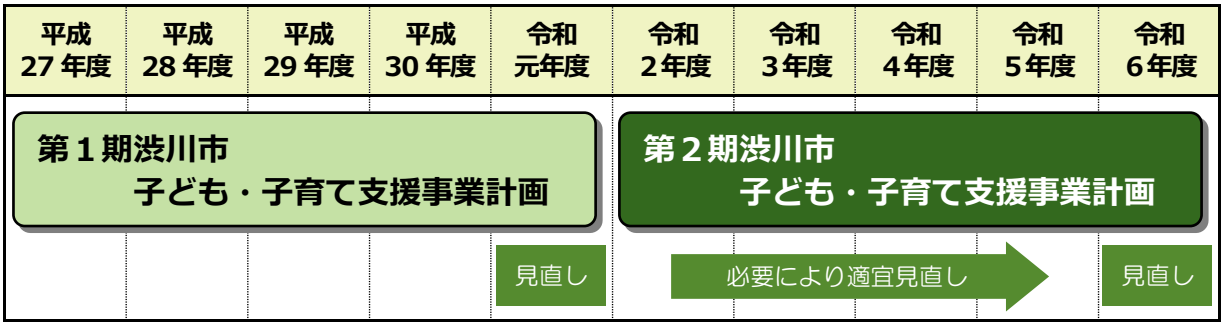

計画の対象・策定体制

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等の地域を構成するすべての個人と団体です。

また、計画の策定にあたっては、学識経験者や子ども・子育て支援事業者、保護者等によって構成される「渋川市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行うとともに、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、広く意見や要望等を収集しました。

子ども・子育てを取り巻く現状

児童人口（0～11 歳）の推移

本市の0～11 歳の児童人口は、平成 31 年で 6,231 人と、平成 27 年の 7,059 人と比べて 828 人の減少となっています。年齢階層別も、減少傾向で推移しています。

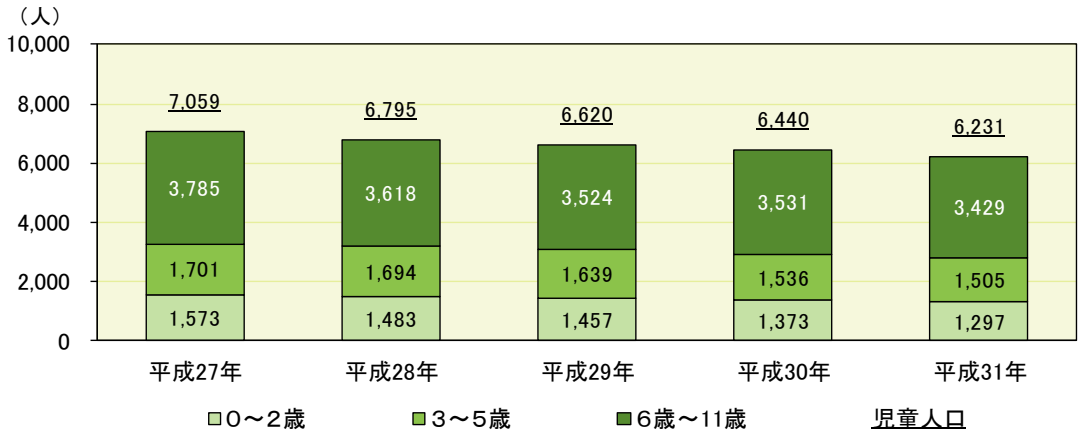

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

出生数と出生率の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、平成 29 年で 433 人と、平成 25 年の 499 人と比べて 66 人の減少となっています。また、本市における人口千人当たりの出生率は 5.7 と、国や県の出生率を下回っています。

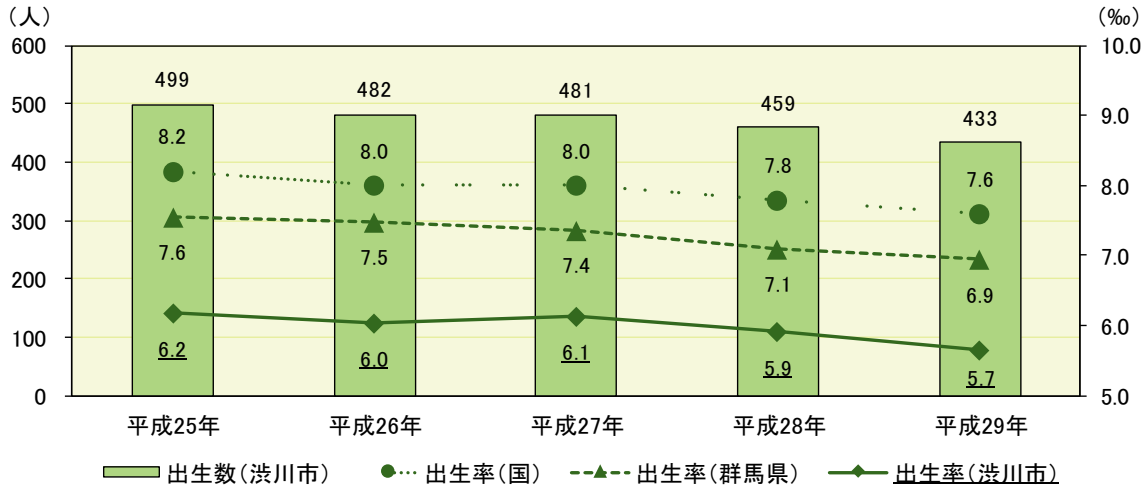

資料：群馬県人口動態統計

計画の基本的な考え方

計画の基本的視点

本計画では、以下の３つの視点を基本的視点として位置づけます。

地域の視点
地域がそれぞれの役割を担いながら連携を図り、地域全体で支援していく取り組みを進めます。

子どもの視点
子どもが未来にむかって夢と希望を抱き、いきいきと健やかに育つための社会づくりを進めます。そして、子どもたちの生きる力、自ら考え行動する力を大切にします。

親の視点
親がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進し、子どもを育てる喜びや楽しみを実感できるまちを目指します。

計画の基本理念

本計画は第１期計画を踏襲し、「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」を基本理念として、「子どもがいきいき育つ」子どもの視点、「親が安心して子育てを楽しむ」親の視点、「地域が喜びを実感する」地域の視点を基本的視点として位置づけ、子どもたちの未来が、笑顔であふれる輝かしい社会であるための、魅力あるまちを目指します。

基本理念

子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川

～未来を生きる子どもたちの、笑顔あふれる社会を目指して～

施策の展開

本計画では、基本理念の実現にむけて、第１期計画を引き継いだ７つの基本目標を施策の柱として、総合的に子育て支援施策を推進していきます。

基本理念

子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川

基本目標

1　地域における子育ての支援

2　母親と乳幼児の健康の確保及び増進

3　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4　子育てを支援する生活環境の整備

5　職業生活と家庭生活との両立の推進

6　子どもの安全の確保

7　要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

各施策・事業

具体的施策・事業の展開

基本目標１「地域における子育ての支援」の施策

地域における子育て支援サービスの充実		
施策	●妊産婦の支援充実 ●ショートステイ・トワイライトステイの実施 ●子育て支援センターの充実 ●保育サポーターによる託児の実施	●ファミリー・サポート・センターの充実 ●子育て世代包括支援センターの充実 ●子育て情報の提供
幼児教育・保育サービスの充実		
施策	●延長保育の充実 ●一時預かりの充実 ●保育施設の整備 ●幼児教育・保育に関する保護者への支援	●休日保育の充実 ●病児・病後児保育の充実 ●幼児教育・保育に関する職員の資質向上 ●保育料の完全無料化
子育て支援のネットワークづくり		
施策	●保育所（園）・幼稚園・認定こども園間の連絡会の設置	
児童の健全育成		
施策	●放課後児童クラブの充実 ●民生委員・児童委員による子育て支援と児童の健全育成 ●図書館（室）における子どもの健全育成 ●地域での体験学習	●児童館活動の推進 ●子どもと高齢者とのふれあいの充実 ●公民館における子育て支援と地域の交流の推進 ●学校施設開放

基本目標２「母親と乳幼児の健康の確保及び増進」の施策

子どもや母親の健康の確保		
施策	●妊娠期の健康確保 ●親子の健康・発育に関する相談等 ●不妊治療費・不育症治療費の助成	●妊娠・出産・育児に関する講座 ●健診等による子どもの健康の確保
発達支援の充実		
施策	●年中児の発達相談・支援の充実	●すこやかな子育て発達支援
食育の推進		
施策	●良好な食生活と食育の推進	●給食の地元農産物利用
小児医療の充実		
施策	●出産・育児にかかる医療費の助成	●小児医療及び救急医療体制の確保

基本目標３「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の施策

次代の親の育成		
施策	●小・中・高生と赤ちゃんのふれあい・交流	●子育て支援の人材充実
子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備		
施策	●きめ細かな指導の推進 ●研修会による教職員の資質向上 ●国際理解教育の推進 ●豊かな心を育む体験活動の推進 ●教育機関内の連携の推進 ●非行や不登校からの子どもたちの支援 ●平和推進の啓発 ●学校における危機管理の推進	●「確かな学力」の向上 ●学習習慣の確立 ●学校図書館の計画的利用の推進 ●すこやかな体を育む教育活動の推進 ●学校・家庭・地域の三者連携の推進 ●友好都市等の交流 ●学校設備の整備
家庭や地域の教育力の向上		
施策	●子育て支援従事者等の資質向上 ●子ども達の生涯学習の推進	●思春期の子どもに関する家庭教育の支援 ●スポーツを通じた教育の推進
子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
施策	●青少年の健全な育成の推進	

基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備」の施策

良好な居住環境の確保		
施策	●シックハウス対策	
安全な道路交通環境の整備		
施策	●安全で安心な通行の確保	
安心して外出できる環境の整備		
施策	●ユニバーサルデザインの街づくり ●公園・公衆トイレ等の整備 ●防犯灯の整備	●公民館のバリアフリー化の推進 ●赤ちゃんの駅の整備と情報提供

基本目標５「職業生活と家庭生活との両立の推進」の施策

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	
施策	●男女共同参画を踏まえた働き方の意識向上
仕事と子育ての両立の推進	
施策	●仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標６「子どもの安全の確保」の施策

子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
施策	●交通安全教育の推進 ●キッズゾーンの設置	●通学路の安全点検及び集団下校訓練
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
施策	●安全で安心なまちづくりの推進 ●学校・警察・地域の関連機関及び団体との情報交換 ●子どもの防犯対策の推進 ●電子メールでの防犯情報の提供	●ＰＴＡの定例補導（防犯パトロール）の実施 ●こども安全協力の家 ●防犯講習等の実施 ●キッズガードの配置
被害に遭った子どもの保護の推進		
施策	●青少年や親の悩み電話（面接）相談	●問題を抱える児童に対する専門チームの編成

基本目標７「要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進」の施策

児童虐待防止対策の充実		
施策	●家庭児童相談員による相談体制の強化 ●要保護児童対策の強化	●児童委員の活動推進 ●子ども家庭総合支援拠点の整備
ひとり親家庭等の自立支援の推進		
施策	●児童扶養手当の支給 ●ひとり親家庭等への医療費助成	●母子・父子の自立支援の推進 ●子どもの学習支援
障害児施策の充実		
施策	●心身障害児の支援 ●障害児の受け入れ環境の整備	●学校における特別支援教育
外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援		
施策	●外国語による行政窓口と情報アクセスの向上 ●保育所等への外国語対応の向上	●外国語や文化に対応するための支援

事業計画の数値目標と確保方策

教育・保育提供区域

市全域を一つの提供区域とし、地域の実情に柔軟に対応できるよう取り組みます。

教育・保育の数値目標と確保方策

３つの区分に応じた認定を受け幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの施設を利用します。

認定区分	単位	令和２年度		令和６年度	
		見込み量	確保量	見込み量	確保量
1 号認定（3 歳～5 歳）	人	399	399	243	243
2 号認定（3 歳～5 歳）	人	1,012	1,012	966	966
3 号認定（0 歳～2 歳）	人	591	591	601	601

本市では、令和２年度からの５年間の見込み量に対して、充分な提供量を確保します。

地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策

事業名	単位	令和２年度		令和６年度	
		見込み量	確保量	見込み量	確保量
1.延長保育事業	人	474	474	489	489
2.放課後児童健全育成事業　低学年	人	534	534	530	530
2.放課後児童健全育成事業　高学年	人	251	251	268	268
3.地域子育て支援拠点事業	人回/月	4,159	4,159	4,687	4,687
4.一時預かり事業（幼稚園型）	人日/年	5,351	5,351	4,046	4,046
5.病児・病後児保育事業	人日/年	347	347	347	347
6.子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ）	人日/年	170	170	170	170
7.子育て短期支援事業（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	人日/年	10	10	10	10
8.利用者支援事業	箇所	1	1	1	1
9.妊婦健診事業	人回/年	5,079	5,079	4,869	4,869
10.乳児家庭全戸訪問事業	人	399	399	347	347
11.養育支援訪問事業	人	－	－	－	－

上記のすべての事業において、見込み量に対して、充分な提供量を確保し、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。

第２期渋川市子ども・子育て支援事業計画【概要版】
渋川市福祉部こども課
住所：群馬県渋川市石原 80 番地　TEL：0279-22-2111（代表）